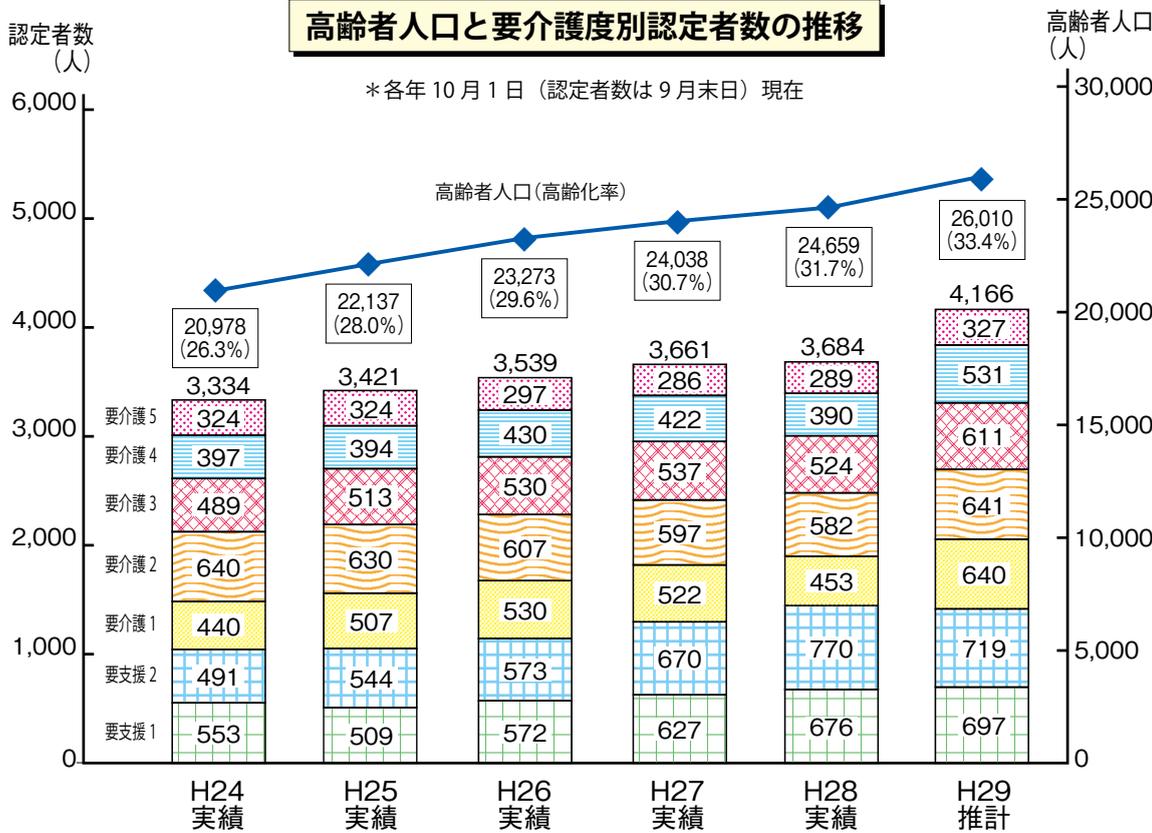


# 介護保険だより 6/15

平成29年(2017年)



お問い合わせは 高齢介護課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032) へ  
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



介護保険制度は、増え続ける高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に創設されました。その制度が始まって17年が経過し、市でも介護サービス基盤が充実してきました。これからも市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり」をめざして

## 平成29年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)  
(保険料額は、平成28年度と同じです)

段階	対象者	乗率	保険料額(月額:円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.4	24,480
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.625	38,240
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.7	42,830
第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額:5,098)
第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです  
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成28年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります  
◎保険料額は平成29年4月～平成30年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります  
◎第1段階は、城陽市介護保険条例の一部改正に伴う軽減措置後の金額です。なお、軽減前の保険料額(月額)は、27,540円です

### 介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割または2割の負担で介護サービスを利用することができます。

### 市の高齢者人口と認定者数の推移



市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8割(7人に1人)から、平成28年10月には31・7割

### 介護保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限までに納めない、督促状や催告書により納付を催告することとなり、

(3人に1人)と、17ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も平成12年10月と平成28年10月を比べると2・467人増、3倍と大幅な増加となっております。今後もこの傾向はさらに進むと見込まれます。

### 督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかります

1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が後から支払われる償還払いとなります。

また、納期限から2年を過ぎると保険料は時効により納めることができなくなり、時効となった保険料がある場合、その期間に応じた、介護サービスを利用する際、通常1割または2割の自己負担が3割になり、高額介護サービス費などを受けることができなくなります。

### やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係(☎56-4043)にご相談ください。



# 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が始まりました。総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の

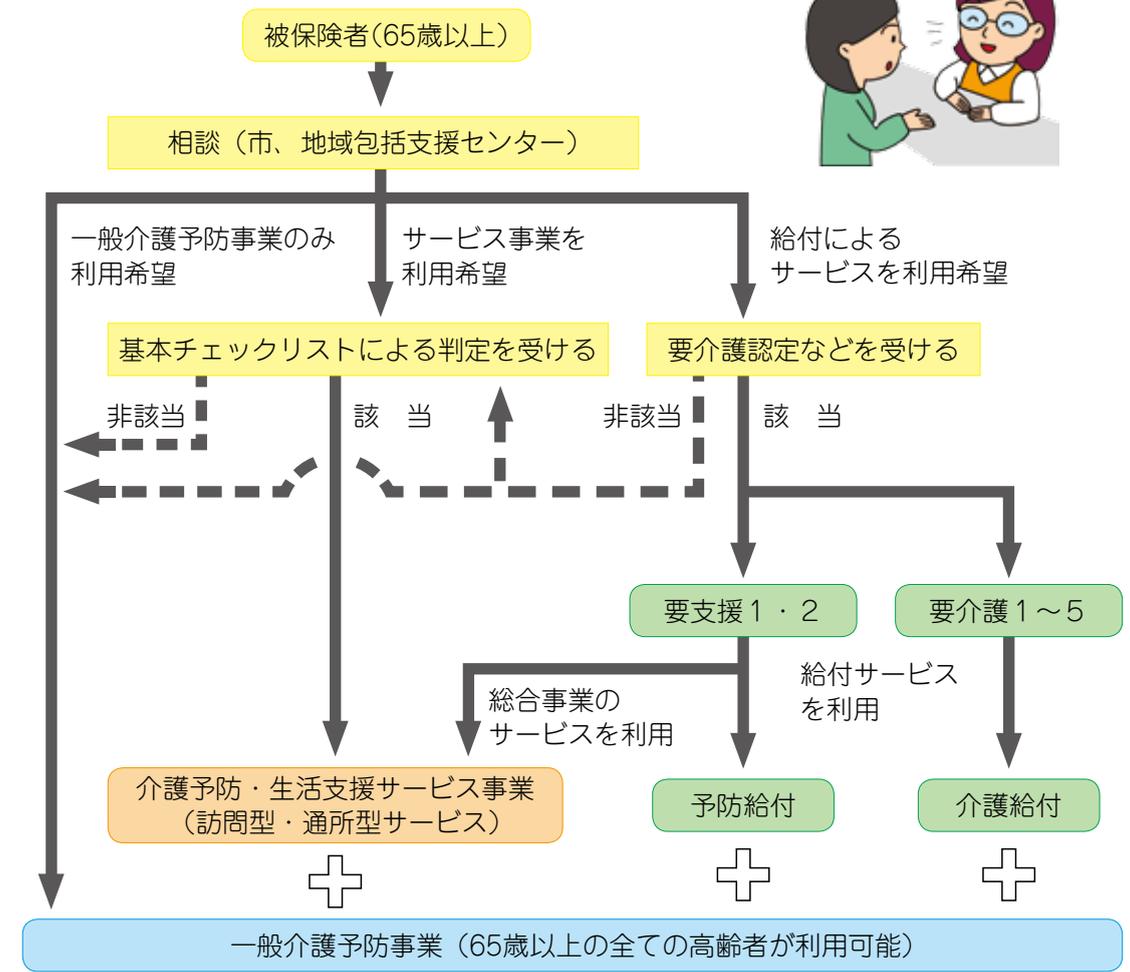
問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）は、市が実施する総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行しました。

また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを実施しています。

## サービス利用の流れ

サービスを利用するには、これまでの要介護・要支援認定を受ける方法のほかに、基本チェックリストによる判定を受け該当した場合、必要なサービスが利用できるようになります。たまかな流れは、下記図①のとおりです。

〈図①〉サービス利用の流れ



## 保険料の減免や負担軽減制度

### 介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには表記載の保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていない

などの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯収入が2分の1以下に減った場合などの減免(\*)の制度もあります。  
(\*)市の基準を満たす場合に限る

### 食費・居住費(滞在費)の軽減(表①参照)

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や

居住費(滞在費)は原則自己負担です。

金額は施設が定めませんが、市民税非課税の人に対して、その負担を軽減する制度です。なお、配偶者が市民税課税の人や一定以上の預貯金を保有する人は対象となりません。

### 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

介護サービスを利用した場合、自己負担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。なお、平成29年8月からは第4段階の市民税課税世帯の人の月額上限が37,200円から44,400円に変わります。また、介護サービス費と医療費の自己負担額が高額になった場合、介護サービス費と医療費のそれぞれの限度額を適用後、介護保険と医療保険の自己負担額を合わせた1年分(8月～翌年7月)を世帯ごとに合算し、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。  
☎高齢介護課介護保険係 ☎(56) 4043

〈表①〉介護サービスを利用した場合の自己負担 (施設に入所などした場合の負担限度額)

利用者負担段階	食費(月額)	居住費(月額)				高額介護サービス費の上限(月額)		
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室			多床室	
				特養	老健・療養型			
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	300円	820円	490円	320円	490円	0円	
								個人 15,000円 世帯 15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の人	390円	820円	490円	420円	490円	370円	個人 15,000円 世帯 24,600円
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	世帯 24,600円
第4段階	市民税課税世帯の人 現役並み所得者	各施設などが決めた金額を払います					世帯 37,200円 世帯 44,400円	